

平成 30 年 第 3 回定例会

愛知中部水道企業団議会議録

平成 30 年 12 月 26 日

愛知中部水道企業団議会議録

平成30年第3回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	6

第 1 号 (12月26日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のために出席した者の職氏名	7
職務のために出席した職員の職氏名	8
開会の宣告	9
諸般の報告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
企業長あいさつ	10
議会運営委員会委員長の報告	11
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
一般質問	12
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
企業長あいさつ	29
閉会の宣告	30
署名議員	31

平成30年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年12月4日

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

1 期 日 平成30年12月26日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (15名)

1番	富	永	秀	一	議員	2番	後	藤	学	議員		
3番	一	色	美	智	子	議員	4番	永	野	雅	則	議員
5番	青	山	耕	三	議員	6番	島	村	き	よ	み	議員
7番	水	谷	正	邦	議員	8番	林	文	夫	議員		
9番	渡	邊	郁	夫	議員	10番	さ	と	う	ゆ	み	議員
11番	佐	野	尚	人	議員	12番	林	み	す	ず	議員	
13番	加	藤	宏	明	議員	14番	若	松	孝	行	議員	
15番	箕	浦	克	巳	議員							

不応招議員 (なし)

平成30年第3回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏名	一般質問内容
1	後藤 学	<p>1 光熱費の節減について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>2016・17年の電力・ガスの小売り全面自由化で、一般家庭でも経費節約のため電力・ガス会社を選択するところが増えつつあります。</p> <p>大口需要では、すでに10年以上前から自由化が進んでおり、自治体でも新電力からの調達が行われるようになってきました。</p> <p>私どもの豊明市でも、遅ればせながら3年ほど前より庁舎・小中学校の電力を新電力会社から調達し、電力料金の節減で成果をあげております。</p> <p>中部水道企業団では、まだそのような試みはされていないと聞いていますが、一度検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>過日ご説明にあったように、水道料金値上げ必至の見通しとのことですが、最大限の経費削減努力なしに利用者負担増を求めても理解は得られません。</p> <p>早期の検討を求めます。</p> <p>2 職員の給料表における格付けについて</p> <p>《質問要旨》</p> <p>このことにつきましては、昨年7月の決算審査の質問以来、たびたび企業団職員の給料表における格付けが構成市町に比べ異常に高いことを指摘し、是正を求めてきました。</p> <p>今年7月の答弁では、「職務等級の見直しにより対処したい」とのことでしたが、見直しは具体的にどのように行われるのでしょうか。</p> <p>私の問題提起からすでに1年5か月が経過しています。</p>

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	後藤 学	<p>労働組合との協議もあるでしょうが、給与の是正については、そもそも第2次アクアシンフォニー計画に「ほかの自治体との均衡を考慮しつつ適正化に努めています」と謳われており、既定の路線であったはずです。</p> <p>具体的な是正方法についてお示してください。</p>
2	富永 秀一	<p>1 先日成立した改正水道法に対する対応や考え方は。</p> <p>《質問要旨》</p> <p>改正水道法が成立しましたので、その中の幾つかのポイントについて伺います。</p> <p>●基盤の強化</p> <p>水道の拡張整備を前提にした法律から、基盤の強化を目的とした法律に変わり、水道事業者には、施設の維持・修繕や、台帳の整備が義務づけられ、水道施設の計画的な更新や、それに要する費用を含む収支の見通しの作成、公表の努力義務が規定されましたが、対応状況や考え方を伺います。</p> <p>●広域連携の推進</p> <p>今年3月にも伺った点ですが、今回の法改正において、広域連携の推進が謳われています。また、事務関係システムの統合についても生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象となりました。愛知県水道広域化研究会議などで、広域化やシステム統合、クラウド化などについて進展はありましたか。</p> <p>●官民連携の推進</p> <p>官民連携のあり方の一つとしてコンセッション方式が加わりましたが、当企業団としてはどのように考えていますか。</p> <p>●指定給水装置工事事業者制度の改善</p> <p>指定給水装置工事事業者リストに連絡がとれない業者がかなりあり、苦情が出たり、違反行為があったりしたため、5年の更新制となりました。これまでの苦情や違反の事</p>

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
2	富永 秀一	<p>例、今後の対応について伺います。</p> <p>2 小水力発電についての検討状況は。</p> <p>《質問要旨》</p> <p>昨年7月、環境省の調査で、当企業団に小水力発電の有望な導入候補地が4カ所あることから、導入可能性の検討をするお考えがないか伺いましたが、その後、何か進展はありますか。</p>
3	林 みすず	<p>1 水道事業の民営化について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>1 水は私たちの暮らしになくてはならないものです。2018年12月6日水道法が改定され、国は広域化と民営化を進めると言っている。水道法は安全で水を国民に等しく供給するために、憲法25条の生存権保障を具体化するものとして、1957年に制定された。「地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあるが、企業団として、市民生活に直結するこの問題について、どのように考えているのか伺う。</p> <p>①「民営化はコンセッション方式で」とはどのようなものか。</p> <p>②国の基本方針に沿って都道府県が基盤強化計画を策定するとあるが、企業団はどのような責務を負うのか。</p> <p>③水道事業は民営化にそぐわないと考えるが認識はどうか。</p>

平成30年第3回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

番号	氏名	議案質疑内容
1	林 みすず	<p>議案第5号 平成30年度愛知中部水道企業団会計補正予算(第1号)について</p> <p>《質問事項》</p> <p>3年連続で減額されてきた生活基盤施設耐震化等補助金が4年振りに満額交付となった。満額交付の経緯と今後の見通しはどうか。</p> <p>《質問要旨》</p> <p>生活基盤施設耐震化等補助金は、27年度が要望額の74%、28年度は66%、29年度は74%とそれぞれ減額となり、30年度も29年度ベースの74%で予算を組んでいた。愛知県も、国の予算案が要求に対し満額ではないことから、平成29年度と同様の減額ではないかと消極的な対応であったが、どのような経緯で4年振りに満額交付となったのか。また、今後の見通しと、31年度の予算は満額で計上するのか伺う。</p>

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

平成30年第3回愛知中部水道企業団議会定例会

議事日程

平成30年12月26日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議案第4号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第7 議案第5号 平成30年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第1号）について

出席議員（15名）

1番	富永秀一議員	2番	後藤学議員
3番	一色美智子議員	4番	永野雅則議員
5番	青山耕三議員	6番	島村きよみ議員
7番	水谷正邦議員	8番	林文夫議員
9番	渡邊郁夫議員	10番	さとうゆみ議員
11番	佐野尚人議員	12番	林みすず議員
13番	加藤宏明議員	14番	若松孝行議員
15番	箕浦克巳議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企業長	小浮正典君	副企業長	萩野幸三君
副企業長	小野田賢治君	副企業長	吉田一平君
副企業長	井俣憲治君	局長	野々山寛君
総務部長	小島千明君	営業部長	高津桂一君
工務部長	相羽毅君	総務課長	山田紀夫君

経営企画課長 上村知由君 建設課長 谷澤英一君

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部長 書記	水野雅也君	議会事務部書記	後藤章仁君
議会事務部書記	鈴木勝也君	豊明市下水道課長	花木喜久治君
日進市下水道課長	伊東敏樹君	みよし市 下水道専門監	小嶋誠君
長久手市 下水道課長	古橋剛君	東郷町 下水道課係長	岩佐勇一君

◎開会の宣告

○議長（佐野尚人議員） 平成30年第3回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてははじめ2議案でございます。慎重なるご審議をいただきますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は15名で、議員定足数に達しております。よって、平成30年第3回愛知中部水道企業団議会定例会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

(午後 2時00分)

◎諸般の報告

○議長（佐野尚人議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、平成30年度6月分から平成30年度10月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（佐野尚人議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐野尚人議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（佐野尚人議員） 日程第1、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今年を振り返りますと、国内各地で自然災害による被害が多く発生いたしました。1月の寒波による凍結事故に始まり、6月には大阪府北部を震源とする地震、7月の西日本を中心とした広い範囲での豪雨、9月には北海道胆振東部を中心とした地震や台風の襲来などにより、多くのとうとい人命が失われました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今回のたび重なる災害では、ライフラインである水道も各地で大きな被害を受け、広域的な断水などが発生いたしました。その都度、日本水道協会を中心とした水道救援対策本部が立ち上げられ、被災水道事業体へ人員や給水車を迅速に派遣するなど、水道事業体同士のきずなの強さを改めて実感したところでございます。

本企业団におきましても、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震などの自然災害に対する備えとして、計画的に管路の耐震化、老朽管の更新をはじめとした各種事業を進め、危機管理対策の推進を図っているところであります。

さて、本年度の事業につきましては、今のところ計画に沿って順調に進んでおります。また、経営面においては、主要財源であります料金収入は人口増に支えられ、予算を少し上回るものと見込んでおります。

しかしながら、企業団創設時に整備された水道施設の老朽化の進行とともに、施設の更新に要する費用が今後増大する見通しであることに加え、節水型社会の進行などにより大幅な料金収入の増加が見込めないため、緊急度、優先度を十分に見きわめた上で財源の確保を図り、各種事業を計画どおり、着実に進めてまいりたいと考えております。

本定例会でご審議いただく案件は、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめ2件でございます。慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

○議長（佐野尚人議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

4番、永野雅則議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（永野雅則議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、11月21日午前9時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。11月21日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせをしておりますので、主なもののみご報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第4号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、はじめ2件でございます。議案につきましては、1議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては3名、議案質疑につきましては1名の事前通告がございましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は再質問を含め2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質問を含め1議案1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐野尚人議員） どうもご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、10番、さとうゆみ議員及び14番、若松孝行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐野尚人議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

2番、後藤 学議員。

○2番（後藤 学議員） 2番、後藤 学ですが、一般質問をさせていただきます。

原稿の順序が逆になってしまいましたので、2番目の質問からさせていただきますが、まず、職員の給料表における格付についてのほうからお願いします。

このことにつきましては、昨年7月の決算審査の質問以来、たびたび企業団職員の給料表における格付が構成市町に比べて異常に高いことを指摘し、是正を求めてまいりました。

その繰り返しになりますが、格付が異常に高い内容としては、一般的に課長補佐職に相当する5級以上の職員の割合が、構成市町平均では33%なのに対し、企業団では2倍近い62%あるということです。また、その背景として、企業団では40代後半から50代前半の職員が多いからということでしたけれども、40代以上の職員に絞って5級以上に格付される職員の割合を比較しても、市町70%に対し企業団ではほぼ100%と大きな格差があり、これはもう年齢構成では説明できないということを申し上げました。

今年7月の答弁では、職務等級の格付の見直しにより対処したいということでしたが、見直しは具体的にどのように行われるのかお聞かせいただきたいと思います。

私の問題提起から既に1年5カ月が経過しています。労働組合との協議もあるでしょうが、給与の是正については、そもそも第2次アクアシンフォニー計画に、ほかの自治体との均衡を考慮しつつ適正化に努めていますとうたわれており、既定の路線であったはずで、具体的な是正方法についてお示しいただきたいと思います。

それから、順序が逆になって申しわけありません。光熱費の節減についてです。

2016、17年の電力、ガスの小売り全面自由化で、一般家庭でも経費節約のため電力

やガス会社を選択するところが増えつつあります。大口需要では、既に10年以上前から自由化が進んでおり、自治体でも新電力からの調達が行われるようになってきました。

私どもの豊明市でも、おくれればながら3年ほど前より庁舎、小中学校の電力を新電力会社から調達し、電力料金の節減で成果を上げております。ちょっと調べてみましたら、年間約180万キロワットアワーの使用に対し、約830万円の効果額といえますか、節減額が出ております。

中部水道企業団では、まだそのような試みはなされていないとお聞きしましたが、一度検討されてはいかがでしょう。企業団の電気使用量は約250万キロワットアワーだそうですので、単純比例で計算をいたしますと1,150万円程度の効果額が出ることになります。実際にはそう簡単ではないかもしれませんが、相当な額の電気料金節減になることは間違いないと思います。

過日のご説明にあったように、老朽水道管等の更新で料金値上げが必至との見通しとこのことですが、最大限の経費節減努力なしに利用者負担増を求めても理解は得られません。先ほどの給与格付、すなわち人件費の問題も同じですが、あわせて早期の検討、対応をお願いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。よろしく願いいたします。

それでは、まず1点目の職員の給料表における格付についてお答えさせていただきます。

本年7月議会で答弁しましたとおり、5級以上の割合を構成市町の平均に近づけるために、職務級の格付の見直しを行い、減額対象となる職員には現給保障により対処したい旨を労働組合に申し入れ、今年度中をめどに協議が調うように労使交渉を進めているところでございますので、現時点では給与の見直しに関する具体的な方法を申し上げる段階には至ってはおおりません。よろしく願いいたします。

続きまして、2点目の光熱費の節減についてお答えさせていただきます。

初めに、本企業団の電気利用の状況についてでございますが、この庁舎と、それから水道の供給をコントロールする配水場やポンプ場などの水道施設がありまして、電燈系、それから動力系を合わせて75カ所の契約がございます。年間の電気料金は、平成29年度の実績でございますが、4,707万5,000円ほどとなっております、いずれも中部電力との随意契

約でございます。

なお、庁舎の冷暖房設備につきましては、ガス空調を導入しているところございまして、庁舎の節電対策を少し紹介させていただきますと、現在実施中の庁舎の改修工事にあわせまして、照明設備のLED化を順次進めておりまして、平成23年度からは電力デマンド監視設備を設置して、最大電力の上昇を抑える取り組みをしているところでございます。

ご質問の新電力の検討でございますが、構成市町が既に導入済みであるとの現状を踏まえまして、本企業団におきましても導入に向けた検討を始めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 再質問、後藤議員。

○2番（後藤 学議員） それでは、再質問をお願いしたいと思います。

まず、給料表の格付についてですけれども、先ほど現給保障で見直しをしていくような方向で交渉を進めているというようなお答えでございました。見直しの実施時期、年度末までに話をまとめたということでしたけれども、見直しの実施時期は具体的にいつを予定しておられるのでしょうか。来年度からということであると、その前に電算の給与システムの見直しなどの期間も必要となり、遅くとも2月中くらいには決裁まで終えていなければならないようなことになると思います。その点についてはどういうことになるでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

それから、見直しの内容、これは我々議会にも、それから住民にもわかるように公表をしていただきたいと思います。給与条例主義になっておりますが、これは住民にも知っていただくというのがその背景にある考え方ですので、ぜひお願いをしたいと思います。その点についてお伺いいたします。

それから、次に電力料金の節減ですが、導入の検討をしていただけるということで、大変ありがとうございます。

実は、この問題で日進市さんの実情をお聞きして、私は大変驚きました。日進市さんでは、昨年、28施設の電気を新電力に切りかえることで約2,400万円の効果額を上げられたそうですが、さらに今年度は、東郷町さんとの共同購入に踏み切って約1,900万円を上積みし、合わせて旧電力会社との比較で4,300万円もの効果額を上げる見込みということでございます。私どもの豊明市も来年からこの共同購入に仲間入りをさせていただく方向で検討中ということで聞いておりますが、規模のメリットがこれほど大きいというのは大変な驚きでした。

そこで提案ですが、構成市町の間でこのようなことが進んでいるわけですので、企業団もぜひ仲間に入れていただいて、共同購入によって電力料金のさらなる節減を目指してはいかがでしょうか。

こういった経費節減の努力を怠れば、愛知中部水道企業団、非常に優良な企業団ではありますが、先般、法改正もありましたように、民営化を求めるような声が出てこないとも限らないと思います。緊張感を持って水道事業の経営に当たっていただくようお願いして、再質問いたします。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の再質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

まず、職員の給料表の格付についての1点目の実施時期でございますが、平成31年4月を予定しておりまして、それに間に合うように労働組合と協議を進めてまいりたいと考えておりまして、なお、条例、規則等が必要な場合、改正してまいりたいと考えておりますし、また、人事行政の公表等もありますので、その点も含めて市民の皆様方には公表してまいりたいと考えております。

続きまして、光熱費節減についての再質問についてお答えさせていただきます。

構成市町の共同購入は、尾三地区の連絡会議という中で実施しているというふうに情報を受けておりまして、今後、単独での導入なのか、それとも共同購入になるのかどうなのかも含めて、構成市町との情報収集に努めて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、2番、後藤 学議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番、富永秀一議員。

○1番（富永秀一議員） 皆さん、こんにちは。議長より質問の機会をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今月6日に改正水道法が成立いたしましたので、その中の幾つかのポイントについて伺います。

1つは、基盤の強化です。

これまでの水道法では、第1条で法律の目的として、水道を計画的に整備することを掲げていましたが、今回、水道の基盤を強化することに目的が変わりました。水道事業者には、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をすることや、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管することが義務づけられ、水道施設を計画的に更新し

たり、それに要する費用を含む事業の収支の見通しの作成、公表の努力義務が規定されましたが、対応状況や考え方を伺います。

続いて、今年3月にも伺った点ですが、今回の法改正において、広域連携の推進がうたわれています。当企業団は、まさに広域連携によってできているわけですが、県は、水道整備基本構想の中で、段階的に県内数ブロック程度の水道への統合、再編成を図るとして、愛知県水道広域化研究会議という会議体もつくられています。今までは、活発に議論が行われて進んでいるという状況ではないようでしたが、県には、広域的な連携を推進する努力義務が課されました。何か動きはあった、あるいはありそうでしょうか。

また、広域的な連携の1つのあり方である事務関係システムの統合についても、生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象となりました。システム統合、クラウド化などについて呼びかけをされるとのことでしたが、その後進展はありましたでしょうか。

そして、官民連携のあり方の1つとして、地方公共団体が引き続き水道事業者でありながら運営権を民間事業者を設定できるコンセッション方式が加わりました。長期の運営権を売却して何億円という収入を得ることも可能になり、民間事業者の効率のよい経営により、水道料金の値上げを抑制する効果も期待される一方、制度設計をうまくしないと逆に水道料金が野放図に上がっていったり、水質が悪化したりするのではないかと心配する声もあります。重要なのは老朽化した水道施設改修が進むかどうかですが、民間事業者は利益の追求のためであれば一生懸命効率を上げて、改修費の捻出のために努力してくれるのか、そして、水道施設改修が水道料金の値上げを抑えながら進められるような制度設計ができたとしても、果たしてそのよううまみの少ない運営権を買ってくれる民間事業者があるのかわかりません。このコンセッション方式による官民連携について、当企業団としてはどのように考えていますでしょうか。

最後に、指定給水装置工事事業者制についてですが、平成8年の水道法改正で全国統一の指定要件となり、指定事業者の数が翌年から平成25年にはおよそ9倍となり、指定事業者のリストに載っていても連絡がとれない業者がかなり出てきて、誤接続したり虚偽の報告をするなど、技術力に問題があったり悪質であったりする業者もいて、利用者から全国で5,000件近くの苦情が出ていたこともあり、今回5年の更新制となりました。

当企業団管内でのこれまでの苦情や違反の事例はどのような状況で、今後の対応についてはどのようにされるのか伺います。

もう1つの質問です。

小水力発電についての検討状況についてです。

今年も、西日本豪雨、その後も各地で40度を超え、観測史上最高気温も更新するほどの猛暑、さらには、勢力を保って上陸し、暴風などによる被害をもたらした複数の台風など、地球温暖化による海面温度の上昇や水蒸気量の増加などが背景にあると考えられる異常な気象現象が続きました。

今月15日に、地球温暖化対策を進めるためのパリ協定を実施していくルールを決める、第24回国連気候変動枠組条約締約国会議、いわゆるCOP24が閉幕し、先進国も発展途上国も共通の厳しいルールのもとで温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいくことになりましたが、温暖化の大きな被害を抑えるためには、産業革命以降の気温上昇を1.5度までにとどめる必要があるとされており、それを実現するためには2030年までに温室効果ガスの排出量を45%も削減しなければならないとされています。大変厳しい状況で、少しでも利用されていない再生可能エネルギーがあるなら、最大限利用することが求められています。

昨年7月、環境省の調査で、当企業団に小水力発電の有望な導入候補地が、長久手市にある横道配水場、日進市にある御岳山高区配水場、みよし市にある東山配水場、そして日進市にある米野木制御弁室と4カ所あることから、導入可能性の検討をするお考えがないか伺いましたが、その後何か進展はあったか伺います。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員の質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

それでは、改正水道法に関する考え方につきまして、1点目から3点目まで私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の水道施設台帳の義務づけについてでございますが、水道施設台帳の施行につきましては、台帳の記載事項等は厚生労働省令で定め、3年以内に施行する予定となっております。

厚生労働省から事前に提供されている資料によりますと、水道施設台帳として管理されるべき主な情報といたしましては、管路の位置、管路の種類や口径、延長や設置年度、その他配水場などの水道施設の構造などとされておりまして、これらの情報につきましては、企業団が保有しております管路情報システムですとか、あと固定資産台帳などでほぼ網羅することができております。したがって、現在、これらを活用して、平成33年度からの次期の施設整備計画の策定に向け取り組んでいるところでございまして、財政収支の見込みを含めて

の公表を予定しております。

なお、水道施設台帳の整備につきましては、厚生労働省令を踏まえた台帳となるように、これから準備をしまいたいと考えております。

次に、2点目の広域化、そしてシステムのクラウド化についてでございますが、本年3月に開催された愛知県水道広域化研究会議において、議員の議会でのご発言を受けまして、本企業団より、広域連携の足がかりの1つとして、情報システムのクラウド化を検討事項に加えていただくよう会議の中で発言を行いましたところ、6月に情報システム関連の項目が追加された各事業体の業務状況調査がございましたが、特にその後の進展はございません。

また、広域化研究会議の中での議論の進みぐあいでございますが、こちらにつきましてもあまり進んでいないというような報告を受けております。

最後に3点目になりますが、コンセッション方式についての考え方でございます。

今回の法改正のコンセッション方式は、施設の所有権を水道事業体に残したまま料金徴収などの運営そのものを民間事業に委ねるものであります。今後、国において、公平、公正、透明性を確保した事業者の選定指針や料金、水質など、運営状況が適正かつ確実に実施されているかをモニタリングする指標などの策定を行っていくとの情報を得ております。

なお、全国には既に人口減少などが進んで経営が苦しい事業体もあり、こうした事業体にとりましては、コンセッション方式は経営手法の選択肢の1つになるケースもあるかと思われれます。しかしながら、本企業団におきましては、広域連携の1つの形であります現在の企業団方式を継続することが最良であると考え、安全、強靱、持続を柱とした水道の安定供給を責務といたしまして、今後の事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津でございます。よろしく申し上げます。

私からは、1項目めの4点目についてお答えさせていただきます。

指定給水装置工事事業者制度における、これまでの苦情や違反の事例並びに今後の対応についてでございますが、平成27年度から平成29年度の3カ年の集計で申し上げますと、苦情が16件、違反は6件の合計22件でございます。

主な内容といたしましては、工事施工後の道路面の振動、交通規制など、工事箇所周辺住民の方々からの苦情、その他、道路使用許可条件や無届工事など、施工に関するルール違反などでございます。

また、企業団の指定給水装置工事事業者への対応といたしましては、日々の窓口と、それから現場での業者指導に加え、講習会を2年に1回、そのほかに春日井市、尾張旭市、瀬戸市とで構成する県水道北部ブロック協議会での合同講習会を5年に1回開催しております。

今後も引き続き講習会を実施し、給水装置工事の施工に関する知識を提供し、資質の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽です。よろしく願いいたします。

私からは、2項目めの小水力発電の可能性につきまして、有望な候補地が4カ所あるということでしたので、検討した結果を順番にお答えさせていただきます。

まず、長久手市にございます横道配水場につきまして、配管及び弁室が狭小な場所にあるため、発電機設備の設置場所確保が困難であると判断いたしました。

次に、日進市にあります御岳山高区配水場につきましては、配水池とつながる配管が、送水と配水、配る水でございますけれども、そちらを兼ねるため、発電機設備を通過する水の流れが入りと出というように逆転する場合があります、設備の設置は不可能と判断いたしました。

また、みよし市にあります東山配水場につきましては、設置することにより、配水池への流入に必要な圧力が低くなり、安定した受水ができなくなるため困難であると判断いたしました。

残りの日進市にあります米野木制御弁室につきましては、現地も含め詳細な調査を実施いたしました。設置場所が狭く、既設配管の大規模な改修と長期間の断水を伴う工事は不可能なことから、こちらにつきましても設置は困難であると判断いたしました。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員。

○1番（富永秀一議員） 一通りのご答弁ありがとうございました。

幾つか、何点か再質問させていただきます。

まずは基盤の強化についてですけれども、水道施設台帳の作成や水道施設の更新の計画、それを踏まえた事業収支の見通しの作成は、平成33年度からの次期アクアシンフォニー計画の中だと、そういうことのようにです。

施設更新の計画を立てていく基礎となる水道施設台帳の作成も、今のご答弁だと、かなりの部分は今ある資料をそのまま使えるということで、新たに計算のもとになるので、それだ

けでも前倒しでやってはどうかと思いましたが、ある程度、それはあまり作業がなくてもできるという理解でよろしいかどうかの確認です。

それから、官民連携の推進についてですけど、コンセッション方式は取り入れないという、今のところそういうお考えであるということでしたが、前の議会での答弁によると、2017年度から40年間で水道施設更新費用は1,265億円と見込まれているということでしたから、コスト削減ですとか、効率アップ、新技術の導入などを行っていかないと、水道料金的大幅アップにつながっていくと思われまます。コンセッション方式のような長期任せきりという形ではないにしても、さまざまな面で民間の知恵ですとか技術は積極的に取り入れていく必要があるのではないかとと思われまます、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

それから、指定給水装置工事事業者制度の改善についてですが、更新にあわせて確認することが望ましい事項として、指定工事事業者講習会の受講状況、主任技術者等の研修会の受講状況、配管技能者の配置状況、指定工事事業者の業務内容と挙げられていますが、指定工事事業者講習会の受講状況は把握されているということによかったと思われまます、それと、もう一つの広域で行っているものについてがどれに当たるのか、ちょっとわからなかったんですけど、そのほかの項目についても確認される予定であるかどうか。

また、そうして確認できた状況などもまとめて情報発信するということも利用者が業者を選ぶ際に有用な、情報として有効であるとされていますが、そういったものも含めて、情報は公開される予定なのか伺いたしたいと思います。

それから、小水力発電の検討状況についてですが、今、環境省のほうからここがいいのではないかと挙げられていた4カ所についてはどうも難しそうだということでしたが、環境省が確認していなかったところで、まだありそうなところはないのかということと、あと、今回、いろいろ試算をしていただいた状況を伺うと、どうも構造上狭くて難しいとか、そういう例もかなりあるようですので、今後、その施設を改修する際に、複数の管路を設けるとか、あるいは発電設備を設置できるようなスペースをとるとか、改修の設計段階から検討していただくというのではないかなと思われまます、そのあたりについてはどのようにお考えか伺います。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員の再質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 再質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の水道施設台帳の整備につきましては、先ほどの答弁のとおり、ほとんどの

データが網羅されておりますので、あと、厚生労働省からの省令を見ながら、不足部分がありましたら適宜修正を加えていくというような形で進めてまいりたいと考えております。

それから、コンセッション方式についてでございますが、こちらのコンセッション方式も、こちらにつきましてもあくまでも官民連携の選択の1つということで、住民サービスの向上ですとか、業務効率を図る上でのメリットがある場合に、事業者の判断で導入するというものでありまして、国のほうから強制されるものではありません。したがって、当局におきましても、民間の住民サービスや業務の効率化を図れる業務の部分があれば、民間委託等、事務委託等も含めて、現在実施もしておりますし、今後考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 私のほうからは1項目めの指定給水装置事業者についての再質問について、お答えさせていただきます。

更新時に事業者に対して確認した内容を公表することは、各種課題の解決策として期待されておりますが、水道利用者が指定給水装置事業者を選択する際に有用な情報となるわかりやすい情報発信の1つとして活用していきたいと考えておりますが、今後、厚生労働省からの法律改正に伴う政省令等の整備並びに施工後の水道法全般にわたっての留意事項の通知により対応を検討し、公表していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽です。

2項目めの小水力発電に関して、再質問いただきましたことについてお答えさせていただきます。

まず、環境省が挙げます4カ所のほかにないのかということでございますけれども、新たな候補地といたしまして、現在実施しております三ヶ峯幹線送水管布設替工事その2（県補）H29～H32の日進市三本木町大池下地内で、水道施設を築造する計画にあわせまして、導入が可能かどうか、調査、検討を始めたところでございます。

また、施設の改修の際に有効利用するというようなことでございますけれども、いずれ水道施設の改修時期は参りますけれども、改修時期が来ましたら、小水力発電を含め、再生可能エネルギーですとか省エネルギーなど、環境対策として有効利用できるか、引き続き情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、1番、富永秀一議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番、林 みすず議員。

○12番（林 みすず議員） 富永議員と重なる部分が多いと思いますが、通告をしておりますので質問させていただきます。

質問事項、水道事業の民営化について。

水は、私たちの暮らしになくてはならないものです。2018年12月6日、水道法が改定され、国は広域化と民営化を進めると言っています。水道法は、安全で水を国民にひとしく供給するために、憲法25条の生存権保障を具体化するものとして1957年に制定されました。「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とありますが、企業団として市民生活に直結するこの問題についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

1、民営化はコンセッション方式ではどのようなものでしょうか。

2、国の基本方針に沿って都道府県が基盤強化計画を策定するとありますが、企業団はどのような責務を負うのかお伺いいたします。

3、水道事業は民営化にそぐわないと考えますが、認識はどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

それでは、水道事業の民営化について3点、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目のコンセッション方式についてでございますが、先ほどの富永議員のご質問の中でもお答えさせていただきましたが、改正水道法のコンセッション方式は、施設の所有権を水道事業体に残したまま、料金徴収などの運営そのものを民間事業に委ねるものでありまして、民間事業者が計画や政策などを決定することができるものとされております。

これは、官民連携の選択肢の1つとして、事業者の判断で導入するものでありまして、決して国のほうから強制されるものではないというものでございます。

また、こちらにも繰り返しのお答えになりますが、今後国において、公平、公正、透明性を確保した事業者の選定指針や、料金、水質などの運営状況が適正かつ確実に実施されているかをモニタリングする指標などの策定を行っていくとの情報を得ております。

なお、今回の法改正に伴う省令等の整備を国において順次行うこととしており、現段階に

おいては、具体的な内容は示されておられません。

次に、2点目の基盤強化計画に関する企業団の責務についてお答えさせていただきます。

都道府県が策定する基盤強化計画は、水道基盤の強化のため必要があるとき、具体的な例といたしましては、単独では事業の基盤強化を図ることが難しい中小規模の水道事業体において、事業者間の広域連携が必要となる場合などが想定されますが、こうした場合に、都道府県は、事業体の同意を得て、経営基盤強化を図るための期間、強化の目標、区域、広域連携に関する事項などを計画に盛り込むとされているものでございまして、企業団がこの計画を策定するものではございません。

しかしながら、水道事業者は、個別に経営基盤の強化を図っていく責務がありますので、計画的な施設更新や適正な料金水準による財源確保に努め、持続可能な事業運営を進めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の水道事業の民営化に関する認識についてでございますが、コンセッション方式については、国会でも議論になっておりましたが、料金設定のルールを明確に定めないと営利本位に変質することも危惧されておりますし、災害時などの緊急事態への対応など、さまざまな課題があると認識しておりますが、一方で、繰り返しのお答えになるかと思いますが、経営が苦しい事業体の経営規模の強化の選択肢が広がる1つになるとの認識もございます。

先ほどの富永議員のご質問の際にもお答えいたしました。本企業団におきましては、現在の企業団方式を継続することで、水の安定供給を責務といたしまして、今後の事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 再質問はありますか。

林議員。

○12番（林 みすず議員） まず、1点目ですけれども、具体的な内容は示されていないというご答弁でしたけれども、事実として起こっている事例を把握して共有していくということとは必要かと思えます。

国会でもありましたけれども、海外では再公営化した事例が180あり、その多くは企業の業務内容とお金の流れが不明瞭になったことに起因するとの記事がありました。多額の役員報酬や株式配当、そういったもので水道への投資を行わず、税金も払わないというようなケースもあったようです。料金高騰などの反省から、再び公営化を目指す動きが顕著になっ

ているということです。

国内では、奈良市では2016年に上下水道のコンセッション方式導入に向けて条例改正がなされましたけれども、市議会で否決されています。大阪市でも2年連続で条例の改定案が出されましたけれども否決されています。理由は、収益改善の見通しが不透明とありました。

今回改定された水道法では、管理、監督の責任は自治体に残って、民間事業者が重要な方針、計画や施策の決定権を持つことになるのですが、モニタリングや料金改定時のチェック機能は働くとお考えでしょうか。お伺いいたします。

それと3点目ですけれども、経営が苦しい事業体の経営基盤の強化の選択肢が広がることにより一助になるケースもあるかと認識しているとのことでしたが、公共サービスの他の分野と比べて、水道の民営化はほとんど進んでいません。第三セクターとか、PPP、PFIなどでも、浄水場の発電設備などの一部分だと思われま

す。基盤強化とは、経営改善であり、売り上げを増やすか、経費を削減するしかないと思われま

す。それでは、清浄にして豊富、低廉な水を供給できないと思いますが、どうでしょうか。また、愛知中部水道企業団として、現行の方式を継続することが最良とのことですが、住民の生活と基本的人権の保障、公衆衛生の維持、向上を図るために必要な人材、知識、経験、技術を維持、継承していくことが必要だと思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の再質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

今回の法改正に伴い、PFI法に基づく自治体の定期的なモニタリングにより、早期の問題指摘や改善要求に加えまして、国が直接、報告徴収や立入検査を実施すること、また、自治体の条例で水道料金の上限をあらかじめ決定し、国が適切な料金であることを確認した上で許可する仕組みとなるのではないかという情報を厚生労働省から得ております。

現在、国において制度設計を行っているところではありますが、先ほど答弁させていただきましたが、具体的な内容につきましてはお答えすることができません。

続きまして、基盤強化の部分と、それから人材確保についてお答えさせていただきます。

今回の水道法の改正では、水道事業の統合などによるスケールメリットを生かして事業を効率化する広域連携、それから、計画的に水道管の更新や耐震化を進めるための適切な資産管理、それから民間の技術力や経営ノウハウを活用する多様な官民連携の推進を中心に、将

来にわたって安全な水を安定的に供給するための制度改正を基盤強化として位置づけております。

また、人材面につきましては、本企業団は企業団方式を継続することによりまして、水道事業の専門の団体として、引き続き人材の確保や、事務、技術の維持や継承に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、12番、林 みすず議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐野尚人議員） 日程第6、議案第4号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

それでは、議案第4号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

資料の一番下になりますが、提案理由といたしまして、この案を提出いたしますのは、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて、本企業団職員の給与に関して改めるものでございます。

改正内容といたしましては、1枚めくっていただきまして、こちらは改正文本文でございますが、別表に定めております、企業職給料表1及び企業職給料表2について、国に準じて改めるものでございます。次ページ以降、4ページにわたって改正後の給料表が記載してございます。給料月額を400円から1,400円、平均で0.2%引き上げるものでございます。

最後のページの附則になりますが、この条例は公布の日から施行し、別表の給料表の改正規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第4号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野尚人議員） 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐野尚人議員） 日程第7、議案第5号 平成30年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山局長。

○局長（野々山 寛君） 局長の野々山でございます。よろしくお願いたします。

議案第5号 平成30年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

当初予算書第4条の資本的収入及び支出をそれぞれ補正するものでございます。

収入といたしましては、平成30年度の県補助金につきまして、愛知県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱に基づき、重要給水施設配水管事業に係る補助金を、県に対して2億865万6,000円を要望し、当初予算では3年連続の減額交付を踏まえ、要望額の74%、1億5,440万5,000円を計上したところでありますが、満額交付となったことによりまして5,425万1,000円の増額、また、三ヶ峯幹線送水管布設替工事その2において、1,285万円の追加交付が決定したため、合計6,710万1,000円を増額補正するものでございます。

次に、支出といたしましては、平成29年度の県補助金に係る消費税相当額の返還事務は、厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱に基づいて補助金を受け取った翌々年度に返還をすることとされていたため、平成31年度の当初予算への計上を予定しておりましたが、愛知県が県補助金の返還スケジュールの県内水道事業体の統一的な取り扱いとして、翌々年度ではなく翌年度に変更したことにより、平成30年度内に返還する必要が生じたため、補助金返還金463万9,000円を新たに計上するものでございます。これにあわせまして、資本的収支の不足分の補てん財源についても改めるものでございます。

お手元の補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入の第1款資本的収入を6,710万1,000円増額し、11億5,911万4,000円とするもので、その内容は、第1項県補助金を同額の6,710万1,000円増額し、2億2,150万6,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出を463万9,000円増額し、総額38億1,825万8,000円とするもので、内容は、第4項として、補助金返還金463万9,000円を新たに計上するものでございます。

また、これに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書き中、不足する額26億38万5,000円を不足する額25億3,792万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金21億4,297万6,000円を過年度分損益勘定留保資金20億8,051万4,000円にそれぞれ改めるものでございます。

平成30年12月26日提出。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

12番、林 みすず議員。

○12番（林 みすず議員） 3年連続で減額されてきました生活基盤施設耐震化等補助金が4年ぶりに満額交付となりました。満額交付の経緯と今後の見通しはどうでしょうか。

要旨としましては、生活基盤施設耐震化等補助金は、27年度が要望額の74%、28年度は66%、29年度は74%とそれぞれ減額となり、30年度も29年度ベースの74%で予算を組んでいました。愛知県も国の予算案が要求に対し満額ではないことから、平成2

9年度と同様の減額ではないかと消極的な対応でありましたが、どのような経緯で4年ぶりに満額交付となったのか。また、今後の見通しと、31年度の予算は満額で計上されるのか、お伺いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

では、ご質問につきましてお答えさせていただきます。

補助金の満額交付の経緯と今後の見通しについてでございますが、まず初めに、満額交付となった経緯でございますが、水道事業を所管する愛知県健康福祉部生活衛生課に確認したところ、県内全水道事業者の補助要望額の全額を国に要望しておりますが、国から県への交付金が満額交付となったことから当企業団への補助金も要望どおりの交付となったものでございます。

次に、今後の見通しでございますが、国の動向につきましては予測しがたい部分がありますが、平成31年度予算の補助金は、今年度の満額交付の実績を踏まえ、要望額の全額の計上を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 林議員。

○12番（林 みすず議員） 平成30年度第1回定例会の平成30年度予算方針で、3年連続で生活基盤施設耐震化等交付金の減額が続いていることなどから、今後も情報収集に努めながら、企業団の事業運営に与える影響を見きわめ、適切に対応していくとありました。この方針が生かされたわけですので、今後も機会損失のないように、引き続き県との情報共有と予算確保に努めていただきたいと思います。その考えをお伺いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の再質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 再質問についてお答えさせていただきます。

県との情報共有についてでございますが、県の担当部局であります健康福祉部生活衛生課に対しましては、機会あるごとに情報収集ですとか補助金の満額要望をしているところでございまして、県においても厚生労働省に対して、交付金の満額交付、満額確保等の要望をしていただいているというふうに聞いております。

さらに、日本水道協会をはじめ、水道企業団の全国組織であります、全国水道企業団協議会においても、引き続き国等に対しまして、予算確保に向けた要望をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、12番、林 みすず議員の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野尚人議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りをいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（佐野尚人議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました議案につきましては、慎重なるご審議をいただき、原案どおりご議決をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

安全な水を安定的に供給することにより、地域の皆様が安心して毎日を暮らしていただけるような施策を今後も積極的に推進してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今年も残すところわずかとなりました。寒さも一段と厳しくなってきましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご自愛をいただき、ますますご活躍されることを期待申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして、すばらしい年となりますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（佐野尚人議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（佐野尚人議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これもちまして、平成30年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時02分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年 12月 26日

議 長 佐 野 尚 人

署 名 議 員 さ と う ゆ み

署 名 議 員 若 松 孝 行